

# 大分市電動アシスト自転車普及促進事業 利用規約

(電動アシスト自転車の利用に当たって同意・了承いただきたい事項)

電動アシスト自転車(以下「自転車」)の利用申込に当たっては、以下の事項に同意・了承していただくことが必要です。

## ○対象者要件

- ・大分市内に住所を有し、通学で利用する高校生を除いた18歳以上の者
- ・暴力団関係者でないこと

## ○貸出期間前

- ・安全講習会を受講すること

## ○貸出期間中

- ・自転車を積極的かつ安全に利用すること
- ・自転車乗車時は必ずヘルメットを着用すること
- ・自転車を改造しないこと
- ・利用の前に必ず自転車に異常がないか確認すること
- ・自転車に異常があれば利用を中止し、連絡すること
- ・標準的な積載量を超えた荷物や過度に重量のある荷物を積んで走行しないこと
- ・自転車をとめるときは必ず鍵をかけること
- ・自転車の利用に当たっては、道路交通法等のルールを守ること
- ・自転車利用中の事故は直ちに状況等を所管の警察および市に連絡し、自身で責任をもって対処すること
- ・決められた期限までに自転車を返却すること
- ・自転車で走行した位置情報等のデータを提供すること
- ・自転車のバッテリー充電に係る電気代を負担すること

## ○貸出期間後

- ・市が実施するアンケートに協力すること

## ○その他

- ・自転車の最低身長要件（141 cm）を満たさない、安全に利用できる技量がないなど、自転車に安全に乗ることを推奨できないと認められる場合は、自転車の利用が認められないことがあり得ること
- ・対象者は、市の「自転車ヘルメット着用サポーター」に就任し、ヘルメット普及促進の活動を行うこと
- ・自転車をき損または滅失したときは、直ちにその内容と理由を市に連絡し、市の指示に従いこれを弁償し、又は原状に復すること
- ・安全講習会受講や自転車返却時に係る交通費は利用者で負担すること
- ・GPS ロガー（※1）を通じて取得したデータは、集計・分析をして個人を特定できない形態にしたうえで、市が結果を公表する可能性があること。
- ・市は、個人情報をおこの事業の目的以外には利用しないこと
- ・市は、自転車の貸出に当たって、市の負担で自転車保険に加入すること

※1 位置情報や走行記録を習得できる機器のこと